

令和3年度 第4回龍ヶ崎市市民協働推進委員会次第

日 時：令和4年3月25日（金）
午後2時開会
場 所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

1 開 会

2 議事録署名人選出

3 議 題

(1) 令和3年度協働事業実施団体による事業報告

ア 映画「星に語りて～ Starry Sky～」上映会の開催
特定非営利活動法人 一会

イ 文化会館・中央図書館エリア 花植え美化活動
子供とまちを見守る会

ウ プレーパーク（冒険遊び場）事業
たつこのプレーパーク 遊んじゃ王

エ 「農業って楽しい！」を絵本で子どもたちへ。

AGRI BATON PROJECT

(2) 協働事業提案制度近隣市町村調査結果報告

4 閉 会

令和3年度 協働事業提案実施団体による事業報告会

1 日 時 令和4年3月25日(金)14時から

2 場 所 龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

3 スケジュール

時間配分	提案団体名	提案事業
14:10～ 14:30	特定非営利 活動法人 一会	【映画「星に語りて～Starry Sky～」上映会の開催】 東日本大震災で被災した障がい者の孤立の実態や支援の難しさを考える機会の創出及び被災者支援に対する市民の意識醸成を図るものとして、障がい者の状況と支援者の活動を描いた映画の上映会を開催します。
14:35～ 14:55	子供とまちを 見守る会	【文化会館・中央図書館エリア 花植え美化活動】 文化会館(大昭ホール龍ヶ崎)・図書館エリアは、本市の文化ゾーンとして大切な場所と捉え、同エリアに設置されている数多くの植栽やプランターの花植えや手入れを行うことで、イメージアップの向上を図るとともに、市民の憩いの場として、また本市への来訪者をおもてなしするための美しい空間を創出します。
15:00～ 15:20	たつのこ プレーパーク 遊んじゃ王	【プレーパーク(冒険遊び場)事業】 プレーパークとは、従来の公園等既存の遊び場と違い、子ども達の想像力や工夫により、遊びを作り出すことのできる遊び場作りに取り組む活動です。これまで本市が「子どもの居場所づくり事業」の一環として取り組んできた事業を本団体が引継ぎ運営することで、のびのびと遊べる場を提供し、子どもの健全な成長及び、地域住民の参加による新たなコミュニティづくりへの寄与を目的に取り組めます。
15:25～ 15:45	AGRI BATON PAROJECT	【「農業って楽しい！」を絵本で子どもたちへ。】 次世代を担う子どもたちに、まず農業の楽しさを知ってもらうことで、そこから“本当の豊かさとは何か”を伝え、将来の職業の選択肢のひとつに、農業を考えてくれる子どもをひとりでも多く育てたいと考えます。そのきっかけづくりとして、農業に親しむための絵本を農業者自らが作成し、多くの子どもたちの手に取ってもらいたいと考えています。 絵本で日本の農業のイメージを変えるための取り組みを龍ヶ崎市から全国へ発信します。

4 時間配分

提案者事業説明 10分, 質疑応答 10分, 合計20分

		記載例						
自治体情報	1	市町村名	龍ヶ崎市	取手市	牛久市	つくばみらい市	我孫子市	守谷市
	担当課名	コミュニティ推進課	市民協働課	市民活動課	地域推進課	市民活動支援課	市民協働推進課	
2 協働事業提案制度	制度の有無	有り	無し	無し	無し	無し	有り	
	条例・規則等名	龍ヶ崎市協働事業提案制度実施要綱					守谷市協働のまちづくり推進条例	
	制度概要	地域の課題や社会的課題の解決を目指した事業を市民と市が協働で実施するにあたり、その事業内容や事業費負担を含めた役割分担等についての提案を募集し、事業の実施に向けて協議・検討を行っていくもの。					市内各地区において自主的に公益活動を行う団体を『まちづくり協議会』として認定している。各地区まちづくり協議会は、地域住民の利益増進及び支え合い活動の活発化、地域課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資する活動を行う。市は、各地区まちづくり協議会に対して【人的支援】と【財政的支援】及び【活動拠点の支援】を行い、市が目指す「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現すべく連携を図る。	
	補助対象(団体・個人)	5人以上の会員					地縁による団体を主として各地域におけるまちづくりを自主的に行うために設立した市民公益活動を行う組織(まちづくり協議会)	
	補助額(補助率)	市民提案型: 上限100万円(100%) 行政提案型: 市の予算の範囲内(100%)					1地区当たり、均等割(100万円)と人口割(100円×地区人口)に地区敬老行事費用(850円×地区内敬老対象者人口)を合算した額	
	補助年数	初めて提案を行った年度から5年度以内で、採択の回数は通算3回が限度					事業年度ごとに、まちづくり協議会からの申請に基づき交付	
	補助金等交付時期	提案を受け、採択された翌年度(事業実施が翌年度のため)					申請を受けた年度(当該年度内に事業実施)	
	直近3年の提案件数(採択件数)	令和3年度: 1件(1件) 令和2年度: 4件(4件) 令和元年度: 1件(1件)					市内におけるまちづくり協議会の設立団体数及び実施事業数 令和3年度: 9団体(80事業) 令和2年度: 9団体(60事業) 令和元年度: 5団体(51事業)	
	審査方法	龍ヶ崎市市民協働推進委員会での審査(公開プレゼンテーション含む)					各地区まちづくり協議会から提出される申請書を担当者が審査(最終的に市長供覧を行う)	
	市の役割	財政的支援、人的支援、広報支援、会場等優先貸し出し					まちづくり協議会に対する「人的支援」「財政的支援」及び「活動拠点の支援」	
	市民団体の役割	事業の実施					地域住民の利益増進及び支え合い活動の活発化、地域課題の解決、協働のまちづくりの推進	
	提案事業に対する担当課の決め方	提案時に市民団体側で担当課と思われるところを指定し、協議のうえ決定					提案時に市側の窓口である市民協働推進課が担当と思われる部署に依頼を行い、協議のうえ決定	
	見直しの予定(有無)	有り					無し	
担当者として感じている課題	・市民団体から提案をいただいているから、事業担当課に引き受けてもらうことが難しい。 ・どこの課も既存事業のみで忙しくしており、新規事業を受け入れる余裕がない。 ・提案事業について市民団体と担当課の調整に多くの時間がかかる。					・まちづくり協議会の構成員については、会社勤めを終えたシニア世代が主力となっているため、次世代を担う若い人材の育成が急務となっている。 ・地区によって協議会の設立時期や規模が異なる為、それぞれの活動の成熟度に差異が見られる。早期に設立された地区は、実施事業も多岐に渡り、大規模なプロジェクトの場合は、複数の関係課との調整を要する等、困難なケースが多い。一方で設立間もない地区は、会議の開催など初期の段階から市の全面的なサポートが必要となっている。		
3 2以外	協働事業以外の市民団体に対しての補助金等の有無(ある場合は条例・規則等名を記入ください)	龍ヶ崎市市民活動ステップアップ補助金交付要綱	有り 取手市みんなの補助金(取手市協働提案型公募補助金交付要綱)	無し	つくばみらい市ふれあいコミュニティ補助金交付要綱	我孫子市補助金等を受ける公募団体の選定及び手続等に関する要綱	①守谷市市民公益活動助成金交付要綱 ②守谷市協働のまちづくり推進活動助成金交付要綱 ③守谷市自治公民館建設補助に関する規則 ④地域活動のための施設等使用料助成金	
	補助金等の制度概要	設立後間もない市民活動団体の運営の安定化及び市民活動の活性化を促進するため必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。団体設立後半年以上2年以内の団体に対して、経費の10分の9以内の額で1万円以上10万円以下の額。	市民活動団体が自主的に行う様々な公益事業を支援する「市民提案型」の補助制度。補助対象事業の実施に係る経費に対して、審査採択後、予算の範囲内において補助金を交付。事業立ち上げ時期の最長6年間(スタートコース3年間、再申請によるステップアップコース3年間)を支援。上限年50万円から、下限年10万円の額が補助可能額(ステップアップコースは対象経費の合計の50パーセント以下に対して申請可能)。		住民主体による地域づくり及びコミュニティ醸成を推進するため、自主的かつ自発的に地域活動を実施する団体(市内に在住、在勤又は在学するもので構成され活動拠点が市内にある団体)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、1団体につき10万円を限度としている。また、事業の内容は、団体と市が協働する事業であっても差支えはない。	地域のまちづくりを推進し、市民が行う自由な市民公益活動や生涯学習活動を行う団体の運営や事業を支援するため公募により補助金を交付する。交付期間は原則3年以内で、補助金の範囲は補助対象経費の100分の10から100分の50までの範囲。	①市民公益活動団体が主となり実施する活動に対し、活動費の全部または一部を助成することで、市民公益活動の創出・継続・発展の促進を支援する。 ②自治会等が公共的な場所の奉仕活動を行った場合、お茶代や作業に要した燃料費等を助成する。 ③自治公民館の新築・増改築・修繕を行う自治会に対し補助金を交付する。 ④集会所を所有していない自治会・町内会等が、活動のために近隣の集会所や民家等を一時的に使用する際に、使用料の95%を助成している。	

つくば市		柏市	松戸市
市民活動課		協働推進課	市民自治課
有り		有り	有り
アイラブつくばまちづくり補助金募集要領	つくば市市民活動協働型事業実施要領	柏市協働まちづくり提案制度実施要領	松戸市協働事業の実施に関する規則 松戸市協働事業負担金交付要領
「アイラブつくばまちづくり寄附基金」に積み立て、その基金を財源として市民と行政がそれぞれの特性を生かしながら知恵と労力と資金を出し合い、個性豊かで活力あるまちづくりに自主的に取り組む活動を応援する制度。	「アイラブつくばまちづくり補助金」を3回交付した事業の中で、より公益性が高く、市の事業として継続する必要性が高い活動に補助する制度	市民公益活動団体と市が、同じ事業目的の実現に向けて、それぞれの特長を活かして、役割と責任を分担しつつ、協働・連携し、まちづくりに取り組む制度です。	市民活動団体、民間事業者、市のそれぞれが強みの部分を活かし、共に身近にある地域課題の解決に向けて事業を提案、企画、実施する制度。
団体	団体	市民公益活動団体	次に掲げる要件を満たす市民活動団体 ①市内に事務所又は活動場所を有すること。 ②構成員が5人以上であること。 ③団体の運営に関する規約、会則を定めていること。 ④適切な会計処理が行われていること。 ⑤暴力団またはその構成員の統制下にある団体でないこと ⑥公序良俗に反しない団体であること。
市民提案型：1事業につき30万円限度額(100%)	行政提案型：1事業につき20万円限度額(100%)	予算上限50万円の範囲内	市民提案部門：50万円以内(90%) 行政指定部門：50万円以内(90%)
採択の回数は通算3回が限度 (同一年度に交付される補助金は1回を限度)	アイラブつくばまちづくり補助金の採択3回目(最終年度)の翌年度から3年間を限度	財政的支援の伴う事業は原則として1年となる。	事業期間は単年度で、3年を限度に継続することができる。ただし継続する場合であっても、毎年提案の手続きを行い、協働のまちづくり協議会の審査を受ける必要がある。
申請時期に合わせて、審査は年3回(4月・7月・10月)実施、採択された団体は年度内に事業完了	年度末にアイラブつくばまちづくり推進員会で審査し、翌年度に交付	調整協議を経て成案化し、審査会での確認後に交付。	提案を受け、採択された翌年度(事業実施が翌年度のため)
令和3年度：17件(7/20申請分) 令和2年度：18件 令和元年度：24件	令和3年度：4件 令和2年度：4件 令和元年度：1件	平成30年度：制度見直しのため、実施なし 令和元年度：制度見直しのため、実施なし 令和2年度：5件(1件)	令和3年度：3件(3件) 令和2年度：1件(1件) 令和元年度：4件(2件)
アイラブつくばまちづくり推進委員会で審査	アイラブつくばまちづくり推進委員会で審査	審査は実施していない。成案化した案件を柏愛らぶ基金審査会で確認し助言等をもらうのみ	松戸市協働のまちづくり協議会で審査(公開プレゼンテーション含む)
自立支援、事業支援、財政支援、広報支援など。 団体が希望する支援に対し、協働関係の枠内で応援する。	財政支援及び協働事業協定書・仕様書に基づき担当部署と協働で事業を実施する。	財政的支援、人的支援、広報支援、会場等優先貸し出しなど提案内容による	技術・情報・法律などの知識・人材・場所・負担金等の資源の提供
事業の実施	事業の実施及び仕様書に基づく役割	事業の実施	知恵・技術・人材・労力・自己資金等の資源の提供と事業の実施
申請内容を基につくば市市民協働連絡調整会議で決定	※行政提案型 アイラブつくばまちづくり補助事業の際の担当課	提案時に市民団体側で担当課と思われるところを指定し、協議のうえ決定	協働の相手方と想定される事業担当課との「協働事業提案に向けての事前相談会」を経て決定
随時見直しを行っている。	随時見直しを行っている。	無し	無し
・市民活動団体のやる気を削ぐことを避けるための迅速な対応 ・事業担当部署との連絡調整 ・支援を行うための市民協働理念の確認	・市の新規事業として担当部署での予算化 ・事業担当部署との連絡調整 ・協働関係の再構築	・市民団体から提案をいただいているから、事業担当課に引き受けてもらうことが難しい。 ・どこの課も既存事業のみで忙しかけており、新規事業を受け入れる余裕がない。 ・提案事業について市民団体と担当課の調整に多くの時間がかかる。	特になし
つくば市地区集会所建築等補助金交付要綱		柏市民公益活動育成補助金(柏市民公益活動育成補助金交付要綱)	松戸市市民活動助成金交付要綱
地域コミュニティの活動拠点となる集会所等の修繕等に補助金を交付補助率1/2、上限額：新築・改築1,000万円、増築・修繕350万円		設立後間もない市民公益活動団体の運営の安定化及び市民活動の活性化を促進するため必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。団体設立後3年未満の団体に対して、経費の10分の9以内の額で上限20万円の額。	豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する市民活動を促進するため、松戸市協働のまちづくり基金を活用し、市民活動団体が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付する。 ・スタート助成：10万円以内(助成率90%) ・ステップアップ助成：30万円以内(助成率90%)

1 自治体情報	市町村名	相模原市	浜松市	福岡市	栗東市	横須賀市
	担当課名	市民協働推進課	市民協働・地域政策課	市民公益活動推進課	自治振興課	市民生活課
2 協働事業提案制度	制度の有無	有	廃止?	有	有	有
	条例・規則等名			共働事業提案制度実施要綱	栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例第14条第1項	
	制度概要	市では、市民の皆さんの知恵と力を活かした協働によるまちづくりのさらなる推進を図るため、協働事業提案制度を設置しています。この制度は、「相模原をもっと良くしたい!」、「この課題を何とか解決したい!」など、日頃から感じる公共的な課題について、市民の皆さんからの事業提案を受け付け、市と協働して事業実施を行うことのできる制度です。相模原市 HP https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/partnership/1004938/index.html		NPO等の発想を活かした事業提案を募集し、NPO等と市の共働による相乗効果を発揮することで、市民に対してきめの細かいサービスを提供するとともに、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目的とします。NPO等と市が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的・目標を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で事業を実施します。NPO等の先駆性や実行力と、市の調整力や情報発信力を合わせることで、単独で実施するよりも効果的・効率的に事業に取り組むことができます。福岡市 HP https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kyoudou/kyoudoujigyoutoha.html	「協働事業提案制度」は、市民活動団体等の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と栗東市がアイデアやノウハウを出し合い協力しながら「協働」することにより、地域における多様な課題の解決に取り組もうとするものです。栗東市 HP https://www.city.ritto.lg.jp/material/files/group/16/R3-1-8kyoudoujigyouminashi.pdf	市内に存在する様々な問題や課題に対して、先駆性、機敏性、専門性、地域性、広域連帯性などの市民公益活動団体の特性を活かしながら解決するような企画を広く市民公益活動団体から募集し、選考された事業について市民公益活動団体と市が実施にあたっての基本的なスタンスや役割分担などを明らかにした協定書を締結して事業を実施します。行政と市民が協働して事業を行いながら、地域の課題などを解決していくことによって、市民協働の定着を図ります。横須賀市 HP https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2405/g_info/1100050264.html
	補助対象(団体・個人)	NPO(法人格の有無は問いません)、自治会、企業、大学等が、公共の利益を実現するために市内で活動を行うもの。5人以上の会員で組織している団体であること。1年以上継続して活動している団体であること。		共働事業の提案を行うことができるNPO等は福岡市内に事務所を置き、かつ市内での1年以上の活動実績を有し、次に掲げる要件を満たすものとする(合同提案可)。	5人以上の会員で組織している団体であること	市民公益活動団体であること。(法人格の有無は問いません。)
	補助額(補助率)	事業に必要な経費の総額に対して、初年度は90%以内で負担します。2年度目は80%以内、3年度目は70%以内の負担。		1事業あたり400万円上限	市長が必要と認める経費の4分の3に相当する額とし、1事業100万円を限度とします。	1年度あたり上限 40 万円
	補助年数	3年		3年	3年	3年
	補助金等交付時期	事業実施に当たり市が負担する経費については、「負担金」として、一括又は分割して実施団体に支出				
	最近3年の提案件数(採択件数)	令和3年度:6件 令和2年度:7件 令和元年:10件		令和3年以降募集停止	平成29年度:0件 平成28年度:1件 平成27年度以降、2件	令和3年度:応募なし 令和2年度:1件 平成31年度:2件
	審査方法	公開プレゼンテーションによる審査		公開プレゼンテーション	公開プレゼンテーション	公開プレゼンテーション
	市の役割					
市民団体の役割			NPO等と市が経費負担割合や役割分担を定めた「共働協定書」を締結し、双方で「実行委員会」を組織して共働で実施します。			
提案事業に対する担当課の決め方						
担当者として感じている課題	行政側の協働に対する理解不足がある。行政提案のテーマが出てこない。出所(松永裕己「NPOと行政の協働推進政策の現状と課題—協働事業提案制度を中心に—」北九州市立大学『マネジメント論集』第7号、2014年)			○制度の課題【各課への協働に関する調査より(平成30年度実施)】 ①市民活動が提案する事業内容と支援内容など、摺り合わせに時間を要する。 ②協働をすることが目的となってしまう、地域課題の解決という本来の目的がこの次になる。 ③協働を行う相手(市、市民団体)に対しての情報不足が大きい要因の一つではないか。 ④応募待ちだけでは成立は難しいため、募集と併せて一定ニーズの掘り起こしを行うことも必要。 ⑤申請からプレゼン、報告会など市民団体側としてはハードルが高い制度なのではないか。 ⑥補助金がカットされた団体の活動費の受け皿として、協働事業提案制度を利用していないか。 ⑦事業を継続することじたいが目的化してしまったりすることにつながっているのではないか。 ⑧各課がそれぞれ計画の中で協働事業を実施するために必要な予算化をしているので、必要がない。栗東市HP (https://www.city.ritto.lg.jp/material/files/group/16/R3-1-8kyoudoujigyouminashi.pdf)	(1)平成 28 年度に行政提案テーマがなかった原因 ① どのような課題が市民協働の手法で解決可能か、庁内職員に認知されていない。 ② 庁内への行政提案テーマの募集期間が短い。 ③ テーマ提案から事業実施までの準備期間が短い。 (2)自由テーマに応募が少なかった原因 ① 制度の特性(補助金との違いなど)について、市民公益活動団体に認知されていない。 ② どのような課題を市民協働で解決することが有効か、市民公益活動団体に認知されていない。 ③ 事前相談の段階で、(課題の設定、計画性などの問題により)事業関係課が協働で取り組む意義を見出せるような企画になっておらず、応募しても実施する見込みが立たなかった。 ④ 募集期間が短い。横須賀市HP (https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2405/simin/documents/h28-1_shiryo2_modelminashi.pdf)	
3 2 以外	協働事業以外の市民団体に対する補助金等の有無(ある場合は条例・規則等名を記入ください)		はままつ夢基金。市民からの寄付金をもとにした補助制度。			
	補助金等の制度概要		「はままつ夢基金」は、市民、市民活動団体及び事業者が市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を推進するため、市民の寄附文化の機運を作り出す仕組みとして設置されました。みなさまからいただいた寄附金を基金へ積み立て、市民活動団体が行う事業への補助金として活用します。			
4 制度 の 特色	協働事業提案制度の特色	・中間NPOが協働事業提案制度を運用している。協働担当課、提案団体、事業担当課に加えて、制度運用団体の4者で協議する。協議の場で合意が得られない場合、プレゼンテーションに進めない。	・中間NPO主催でパートナーシップミーティングを開催している。行政、市民活動団体、企業のマッチング狙いとしたイベント。このミーティングをきっかけとして協働事業が行われている。	・提案にあたり、概要提案書を提案団体が作成。協働アドバイザーや担当課と相談。その後、担当課と団体で事業化に向けての話し合い。特徴とすれば市民団体から提案がしやすい。事前の協議を重視している。		